

野生鳥獣の被害等に関するQ & A

Q1 有害鳥獣駆除とは？

A) 野生鳥獣の被害を受けている市民の方が自分で対応できないものであって、市民の方で対応することに妥当性を欠くものについては、越前市農林整備課で対応することとしています。

具体的には、クマ、イノシシ、カラスによる被害のうち、人身被害や農作物等の大きな被害が発生するおそれがあるものを対象とします。

Q2 クマ、イノシシ、サルが市街地等に現れており、人身被害が発生する恐れがある場合は？

A) 迅速な対応が必要でありますので、すぐに農林整備課、警察署に通報してください。

Q3 クマの出没が確認された場合（Q2の場合を除く）は？

A) 農林整備課、警察署に通報してください

Q4 イノシシ、サルによる農作物等の被害が確認された場合は？

A) 農作物被害対策については、被害及び要望の取りまとめをJAに依頼してまます。地元のJAに相談してください。

Q5 ハクビシン等小型の野生動物が軒下や屋根裏にもぐり込んでいる場合は？

A) 所有財産（家屋）の維持管理行為として対応すべきものと考えられますので、基本的に越前市では対応していません。

なお、対処法としては、バルサン等を使用したり、便利屋に追い払いを依頼してください。

ただし、小型の野生動物であっても、著しく凶暴で人を襲うなど、緊急対応が必要な場合はこの限りではありませんので農林整備課に連絡してください。

Q6 カラスが人を攻撃（接近飛行、体当たり）している場合は？

A) カラスが人を攻撃するのは、おもに繁殖期（5～7月）に雛を守ろうとする行動であると考えられ、このような場合には、できるだけ雛や巣に近づかず、無関心を装うことで、攻撃を止める場合もあります。繁殖期に巣落しをした場合、同じ服装や髪型の人に対して攻撃的になったり、あるいは全ての人に対して攻撃するようになる場合もありますので、できるだけ雛が巣立ちをするまでカラスを刺激しないでください。

やむを得ず通行する必要がある場合にはカサ等を用いて安全を確保してください。

雛がどうしてもうまく飛び立てない場合などであって、人身被害を防ぐことが困難である場合は農林整備課へ連絡してください。

Q7 カラスが人を威嚇（大きな声で鳴く、飛び掛る素振りを見せる）している場合は？

A) カラスが人を威嚇するのは、攻撃の前段階であり、このような場合には、できるだけ雛や巣に近づかず、無関心を装い、威嚇段階に止めておくことが重要です。人身被害を防ぐことが困難である場合は農林整備課へ連絡してください。

Q8 カラスによる農作物被害が確認された場合は？

A) 農作物被害対策については、被害及び要望の取りまとめを JA に依頼しています。なお、例年、農作物被害が多発すると考えられる種まき等の時期（5月）には、市内各地で銃器による駆除を行っています。

Q9 たくさんのカラスが集団になっている場合は？

A) ただカラスが集団になっているだけで、人身被害や農作物等の大きな被害が発生するおそれがないものについては、越前市で対応しておりません。

Q10 カラス以外の鳥が屋根裏等に巣をつくっている場合は？

A) 所有財産（家屋）の維持管理行為として対応すべきものと考えられることから、基本的に、越前市では対応していません。

ただし、カラス以外の鳥であっても、著しく凶暴で人を襲うなど、緊急対応が必要な場合は農林整備課へ連絡してください。

Q11 スズメバチやヘビなど虫や爬虫類による被害の場合は？

A) 虫や爬虫類は野生鳥獣ではないことから、有害鳥獣駆除として捕獲等を行うことはできません。

なお、この場合には便利屋に追い払いをやってもらうことをお勧めします。ただし、ペットとして輸入されたものが逃げ出したもの等で著しく凶暴で人を襲う危険性があるなど、緊急対応が必要な場合は農林整備課へ連絡してください。

【鳥獣の死体の処理】

Q12 野生鳥獣が死んでいる場合は？

A) 窓口は南越清掃組合になります。

野生鳥獣や野良イヌ、野良ネコの死体の処理については、「動物死体処理作業要綱（昭和55年10月1日）に基づき、その動物死体が確認された場所により以下のとおり対応しています。ただし、特別天然記念物に指定されているカモシカについては、市教育委員会文化課へ連絡してください。

また、越前市が実施するカラスの駆除によるものが確認された場合には農林整備課へ連絡してください。

動物死体の確認場所		取扱機関	備 考
行政機関 の管理す る施設	国管理の道路 河川	国（福井国道 維持出張所）	国は、直轄保健所に連絡し、指示を受けることとなっている。
	県管理の道路 河川	県（武生土木 事務所）	県は、直轄保健所に連絡し、指示を受けることとなっている。
	国・県管理のそ の他の施設	施設管理者	
	市管理の道路 河川	南越清掃組 合	
	市管理のその 他の施設	施設管理者	南越清掃組合に処理を依頼する場合には管理事務所に届出を提出する。
その他の土地建物の敷地		土地建物の 占有者	南越清掃組合に処理を依頼する場合には管理事務所に届出を提出する。

なお、ペットについては、飼主等が処理してください。

また、家畜等については、事業者等が処理してください。

【鳥獣保護】

Q 1 4 野生鳥獣がケガをしている場合は

A) 野生鳥獣がケガをしている場合は、特別天然記念物に指定されているカモシカを除き、野生鳥獣の種類(大きさ)、場所(公有地、私有地)に関わらず、越前市農林整備課で対応(保護)します。

カモシカについては市教育委員会文化課が対応(保護)しています。

なお、鳥の雛が巣から落ちた場合には、親鳥が雛を助けることが期待できることから、雛がケガをしていない限り、安易に雛を保護(捕獲)しないで下さい。